

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百九十九
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四三四六番 一地从ら同郡同町大字横瀬字拾壹番 四四〇六番一地从まで		区 間
一三・二〇〇一六・二五	九・九三〇一二・八五	敷地の幅員 (メートル)
二五六・〇〇	二五六・〇〇	延長 (メートル)
		備 考